

批判の多い社会保険庁の抜本的な組織改革として、政府管掌健保を「全国健康保険協会」に、そして平成22年1月には社会保険庁を廃止して「日本年金機構」に、いずれも公法人化が行われています。今月は、その内の「全国健康保険協会」への移行の労務協会会員の皆様への影響について取り上げます。
労務協会からのお知らせ

10月1日より政府管掌健康保険が「協会けんぽ」に変わりました

今まで社会保険事務所が行っていた政府管掌健康保険の保険給付・任意継続関係・保健（予防）の業務が、平成20年10月1日から「協会けんぽ」（全国健康保険協会静岡支部、以下「健保協会」という新しい組織に移りました。健康保険の民営化です。

事業所に関する手続、被保険者関係の手続、厚生年金関係の手続は従来通り社会保険事務所で行います。健保協会の常設の書類受付窓口は静岡県内1箇所です。

このことにより、労務協会の会員様におきましては以下の点が変更されますので、よろしくお願ひします。

①健康保険証が健保協会から、直接事業所に郵送されます。

今までは、資格取得届の事業主控・雇用保険の被保険者証などの書類と一緒に健康保険証を労務協会から送っていました。

今後は、健保協会から、直接事業所に郵送されます。

なお、以前と比べ健康保険証の発行が遅れる場合がございますがご了承下さい。

なお、緊急に医療が必要な場合には、社会保険事務所で「資格証明書」を発行してもらいます。

②お手持ちの健康保険証はそのまま使えます。

健康保険証は順次切り替えが行われますが、それまではお手持ちの健康保険証はそのまま使えます（一斉に更新される時期は、平成21年4月以降になるようです）。

③健康保険料が都道府県単位で決定されます。

今までは、健康保険料は、収支を踏まえ、全国一律に決められていました。

今後は、都道府県単位で収支を踏まえ、協議の上決定されます。

④高額療養費・出産育児一時金の貸付事業の業務が社会保険協会から健保協会に移ります。

今までは、高額療養費・出産育児一時金の貸付制度の業務は社会保険協会が扱っていました。

今後は、健保協会にて扱います（貸付事業については「事前申請」制度が出来たため、利用機会は減っています）。

健保協会の住所・電話番号：静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル2階 TEL:054-275-6601

「人事評価」では何を評価すればよいか？

一般的な人事制度の仕組みで考えると、次の3つの視点からバランス良く評価するのがよいです。

①成果評価（目標を立てて達成度を評価）

これは、いわば「過去」の評価です。目標を立てチャレンジしていくサイクルが前提となります。成果評価だけでは、会社業績が右肩あがりでない限り行き詰まります。

②プロセス評価（発揮能力評価）

コンピテンシー評価などと言ったりします。会社が従業員に発揮して欲しいと考える、業績向上に直結する能力の評価です。

以前は、潜在的な能力評価をする傾向にありましたが、現在は実際に「発揮」される能力評価が一般的です。

これは、いわば「近い将来」の評価です。

③執務態度評価（取り組み姿勢＝仕事に向かう心構え・態度を評価）

すぐには結果が出にくい側面に対して評価していきます。

これは、いわば「遠い将来」の評価です。

（編集後記）厚生労働省関連の業務改革に伴う変更は流動的で、現場は混乱気味・・・（一ノ宮 俊人）